



平成 19 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 みなと銀行
代 表 者 名 取締役頭取 藪本 信裕
(コード番号 8543 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 執行役員企画部長 吉田 裕康
(TEL. 078-333-3224)

優先出資証券発行に係わる子会社の設立について

当行は、平成 19 年 8 月 27 日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当行 100%出資子会社“Minato Preferred Capital Cayman Limited”を設立することを決定しましたので、お知らせいたします。

今回発行する優先出資証券の概要は下記のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。また、本優先出資証券は自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定です。

記

発 行 体	Minato Preferred Capital Cayman Limited (ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立される、当行が議決権の 100%を保有する海外特別目的会社)
証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券(当行普通株式への交換権は付与されません)
発行総額	100 億円(予定)
配 当 率	未定
資金使途	発行代わり金は、発行体から当行に対する劣後ローンを介して、当行の資本増強に全額使用されます
優先順位	本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位
発行形態	私募(野村證券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社が、本優先出資証券を発行価額にて全額買取引受けし、適格機関投資家に対して投資勧誘を行います)

(注)関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。

以 上

本件に関する照会先【企画部広報室 金坂 TEL 078-333-3247】

ご注意:この文書は、海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発効に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘(以下「勧誘行為」という。)を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。この文書は米国における証券の募集の販売ではなく、またこれを意図するものでもありません。また、米国においては、1933年米国証券法に基づく登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。